

令和7年度守口市集団指導
(居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所)

令和7年6月10日

守口市健康福祉部高齢介護課

次第

1 介護保険の理念・介護給付適正化	3頁
2 利用者の介護認定調査に同席する際の留意事項について	4頁
3 指導・監査について	5頁
4 介護保険制度内容(居宅介護支援・介護予防支援関係)	6頁
5 電子申請化に伴う変更点・届出方法等について	7頁
6 地域資源の活用について(地域支援担当より)	17頁
7 その他事業所共通連絡事項	18頁
8 事故報告について	19頁

1 介護保険の理念・介護給付適正化

1)制度の目的

国民の共同連帯の理念に基づき、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること

サービスの給付は、医療との連携にも十分配慮し、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われるものとされています。

介護保険制度の本来の目的は、はすなわち高齢者の「自立した日常生活」を支援することであり、この「自立」には身体的自立に限らず、精神的自立、社会的自立の観点も含まれます。こうした自立支援を進めていくためには、高齢者の自己決定を尊重すること、今までの生活が継続できるように支援すること、残存能力の維持・向上・活用を支援することが大切です。

2)介護給付の適正化

過剰なサービスは自立を阻害し、能力の低下を招きます。また、給付額が増えるごとに自己負担や介護保険料が増大し、利用者の負担を直接的・間接的に増加させることに繋がります。必要なサービスを減らすべきではありませんが、これらを踏まえ、適切なケアプランを作成し、機械的で漫然としたサービス提供ではなく、利用者ごとに過不足のないサービス提供を行えるよう、ケアプラン点検や事業所面談を行うことがあります。点検項目の内容を確認し、地域資源の活用、現行サービスの見直しを行うことで、利用者個々の目標にあったケアプランの作成に取り組んで下さい。

3)居宅療養管理指導の適正化

主に住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において、居宅療養管理指導を一律で限度回数まで取得するケースが見受けられます。ケアプラン点検(サービス内容の確認)の対象となり、当該サービス事業所並びに施設に対し調査を行う場合があります。情報提供等にご協力をお願いします。なお、制度改正における末期がん等の対応による回数制限の増加につきまして、これを制限するものではありません。

4)住所地特例者等が利用する他市事業所に対する適正化及び指導

守口市外の事業所においても、守口市の被保険者がサービスを受けている場合は適正化の対象となり、疑義が生じた際には所管自治体と連携し指導を行うことがあります。

2 利用者の介護認定調査に同席する際の留意事項について

1) 認定調査とは

新規の要介護認定に係る認定調査は、市町村職員もしくは事務受託法人が実施することになっています。また、更新及び区分変更申請にかかる認定調査については、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省で定める事業者、もしくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもので、都道府県及び指定都市が行う研修を修了した者に委託することができるとされています。

認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があるとされており、特記事項については、必要に応じて調査対象者の介護の手間を理解するうえで必要な情報をわかりやすく記載する必要があるとされています。ここでいう介護の手間とは、調査対象者の能力に応じた評価を行うものであり、介助者の能力や都合による介護を基に評価を行うべきではありません。

2) 同席の際の留意事項

認定調査の際に同席する者として、家族やヘルパーなどの直接介助者が考えられます。ケアマネジャーは直接介助者ではないことから、同席は必須ではありません。また、同席者は認定調査の整合性、正確性を高めるために、認定調査員から確認されたことを答えるものです。意思決定が可能な方の調査に同席し、認定調査員に対し極端な状況や、本来の能力とは異なる、介助者の能力や都合によるお世話に基づいた状態像を説明される、といった報告を受けています。正しい認定がされず本人の自立能力を阻害するおそれがあり、説明内容に誇大や虚偽があると判断された場合には、介護給付費の返還（介護保険法第22条第1項）、市町村による区分変更認定（介護保険法30条）、認定の取消による利用者自己負担の発生、同席ケアマネジャー事業所に対し、指導・監査等を行う場合があります。なお、令和7年度より認定調査員へ、調査時に調査対象者や同席者の話、サービス提供回数に疑義がある場合、認定調査票確認表による市への報告を求めています。

（介護保険法第22条第1項）

偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

3 指導・監査について

1) 集団指導

事業所に対し、法改正の概要や各法令順守の再確認等をするために行われる指導。守口市においては年1回行うこととしています。また、他市の利用者を受け持っている場合、その利用者の保険者である市の集団指導・市の方針についても必ず確認を行ってください。

今年度はHP掲載による指導です。資料確認後、集団指導実施報告書を令和7年6月27日(金)までにご提出ください。

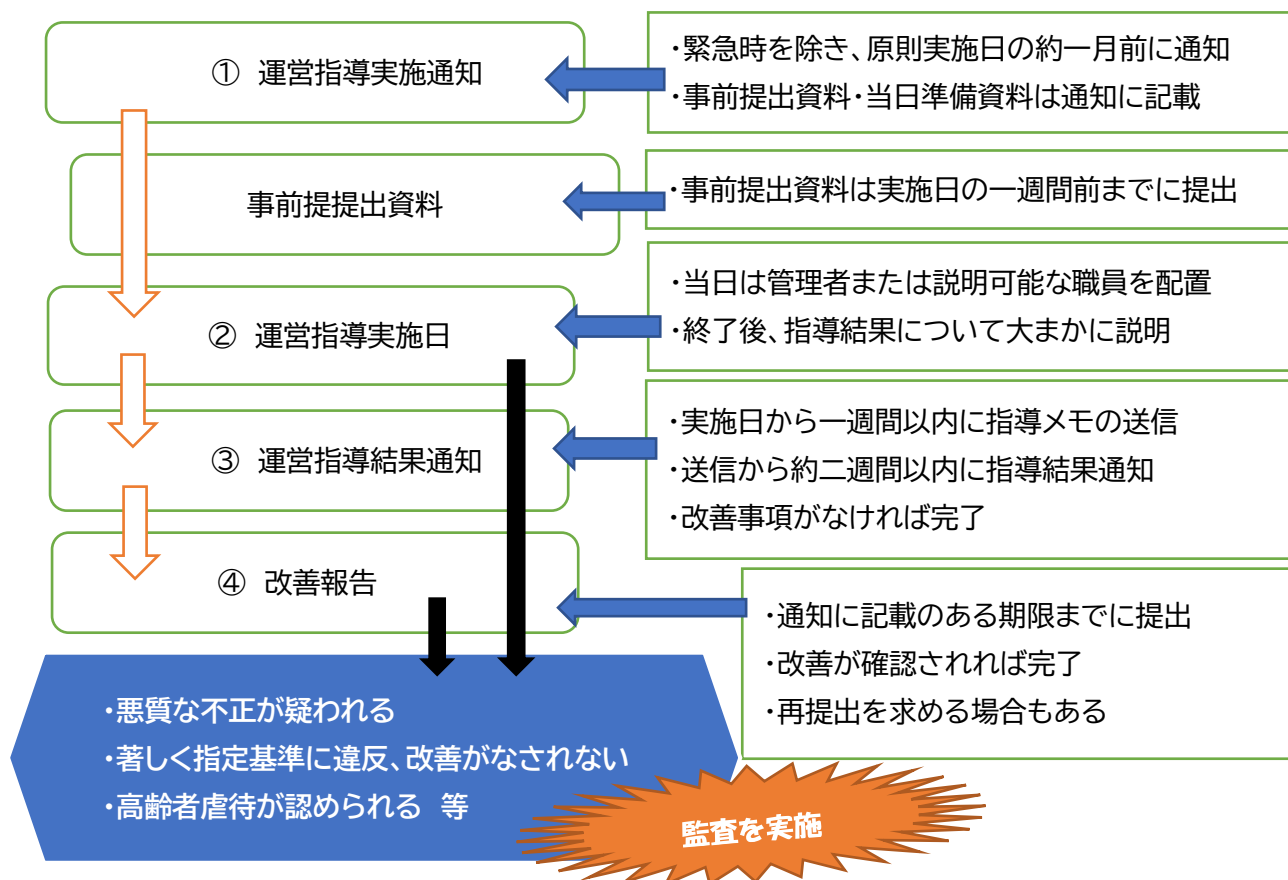
2) 運営指導

集団指導終了後、7月より居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所で運営指導(実地指導)を行います。運営指導には2つの種類があります。

- およそ指定有効期間中に適宜行う定期的な指導(定期運営指導)
- 集団指導を受けない事業所や苦情・通報のあった事業所に対する指導(随時運営指導)

3) 運営指導から完了までの流れ

運営指導の大まかな流れは、以下の通りです。



事前提出資料の自主点検表は、守口市の HP に掲載しています。著しい基準違反や虐待の事実、悪質な不正などが発覚した場合は監査を実施し、行政処分を行うことがあります。

自主点検表・事前提出資料 HP 掲載開所

守口市ホームページ ID:17659

4) 監査について

○監査とは

監査は、以下の状況に該当すると確認された場合、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施されます。

- ◆基準等に従っていない状況が著しい又はその疑いがあると認められる場合
- ◆介護報酬請求の不正を行っている又はその疑いがあると認められる場合
- ◆不正の手段による指定等を受けている又はその疑いがあると認められる場合
- ◆高齢者虐待等により、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている又はその疑いがあると認められる場合

○業務管理体制確認検査(特別検査)

事業所の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無について検証を行います。

○指定基準違反等が認められた場合

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令又は指定の停止、取消等の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行います。

5) 運営指導で指摘が予想される事項について

令和6年度に実施された運営指導については、改善報告を求める指摘はありませんでした。令和7年度に実施予定の運営指導について、指摘が予想される事項を記載します。

○業務継続計画が未策定である場合、減算の届出を行ってください。

○モニタリング実施後は、居宅サービス計画実施状況の把握に係る具体的な内容を記録してください。

【例】・利用者及び家族の状態、変化及び意向 ・目標の達成状況 ・サービスの見直し
・ケアプランに沿ったサービスが提供されているか ・事業者との調整内容など

○利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めてください。医療系サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する必要があります。交付をした際は、居宅介護支援経過等に記録を行ってください。

4 介護保険制度内容(居宅介護支援・介護予防支援関係)

1)令和3年度からの改正

○業務継続計画未策定

令和7年4月より、業務継続計画未策定の場合減算となります。

2)書面制度の見直し※令和7年度より義務化

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならない。

3)管理者の兼務範囲の明確化

兼務について、その範囲が明確化されています。

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

4)人員配置

○人員配置について

ア「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

○テレワークについて

人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。

5)同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

【算定要件等】

○対象となる利用者

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者

【単位数】 所定単位数の **95%**

6)他のサービス事業所との連携によるモニタリング

【要件】

○利用者の同意を得ること。

○サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
(家族のサポートがある場合も含む)。
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

○利用者の居宅訪問は**最低でも2月に1回(介護予防支援は6月に1回)**行うこと

7) ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。

意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

【居宅介護支援の具体的取扱方針改定】

4 電子申請に伴う事務等の変更点について

1) 電子申請受付について

守口市では、**令和7年7月1日より電子申請の受付を開始します。**

更新申請、変更届、加算届について、受付を行います。

電子申請の詳細な方法につきましては、厚労省 HP をご確認ください。

電子申請届出システム：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

厚労省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

守口市ホームページ ID:18606

2) 事業所に関する届出について(指定・指定更新・変更・加算・休止・廃止等)

事業所に関する届出については以下の通りです。

・提出先

守口市所在の居宅介護支援事業所⇒**守口市**

守口市所在の介護予防支援事業所⇒**守口市及び指定を受けたすべての市町村**

・提出方法

郵送、来庁(持参)、メール、電子申請(指定更新・変更・加算のみ)

・提出期限

下記を確認の上、遅滞なく届け出てください。(★は電子申請での受付が可能な届出)

○新規指定:居宅介護支援事業所

⇒指定を受けたい月の前々月20日から前月の10日まで※

○新規指定:介護予防支援事業所)

⇒委員会開催の都合により、指定を受けたい月の**前々月5日**まで※

★指定更新

⇒原則指定が満了する月の前月20日から指定が満了する月の10日まで※

★変更届

⇒変更事由が発生した日の10日以内

★加算届

⇒加算を取得したい月の前月15日まで

○休止、廃止、再開届

⇒休止(廃止、再開)が発生する日の1カ月前

※新規指定・指定更新は手数料が必要です。手数料納入書を持参し、指定・指定更新通知書を受領してください。

届出様式

HP 掲載箇所

守口市ホームページ ID:16233

3)特定事業所集中減算

利用している事業所の割合を前期(3月～8月)、後期(9月～2月)ごとに計算し、記録を事業所内で保管しておく必要があります。また、特定事業所への集中が80%を超過する場合、いかなる理由であっても守口市へ提出していただく必要があります。令和7年前期分の提出期限は9月15日(メール有効のため当日締切)です。

なお、事業所集中率が80%以下となり、特定事業所集中減算が解除となる場合も、減算解除となる旨の届出がなければ減算が継続される場合がありますので、必ずご提出ください。

HP 掲載場所

守口市ホームページ ID:15960

4)訪問介護の回数の多いケアプランの届出

訪問介護(生活援助)の回数が規定回数(下表参照)を上回る場合、訪問介護の回数の多いケアプランの届出をしていただく必要があります。くすのき広域連合の様式から変更点があります。届出がない場合、運営指導の対象となる場合があります。届出後は地域有識者の意見や、社会資源の活用を検討できないかを諮るため、地域ケア会議を開催いたします。守口市被保険者以外の利用者につきましては、各保険者へご確認ください。

規定回数(参考)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

HP 掲載箇所

守口市ホームページ ID:15288

5)短期入所サービス延長理由書

短期入所サービスの利用日数が要介護(支援)認定期間の半数を上回る場合、短期入所サービス延長理由書を提出していただく必要があります。届出がない場合、運営指導の対象となる場合があります。

HP 掲載箇所

守口市ホームページ ID:15848

6)福祉用具貸与理由書

軽度者であって、認定調査票項目非該当の利用者のみご提出ください。
(軽度者であっても認定調査項目に該当する利用者については提出不要)

HP 掲載箇所

守口市ホームページ ID:16872

7)業務管理体制の整備に関する届出書

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の提出先は守口市ではありません。事業規模や事業等によって大阪府知事、主たる事業所が所在する都道府県知事または厚生労働大臣となりますのでご確認ください。

8)その他

令和6年3月31日をもってくすのき広域連合が解散したことにより、構成市である守口市・門真市・四條畷市の三市がそれぞれに介護保険業務を担うこととなりました。

行うべき届出がなされていない場合、介護給付が行えず、運営指導の対象となる場合がありますのでご留意下さい。

地域密着型サービスのみなし指定等について

令和6年3月31日までに門真市・四條畷市の地域密着型サービスを利用していた場合、守口市にその旨を提出していた利用者に限り、継続して当該事業所でのサービスを利用いただけます(みなし指定)。

新たに門真市、四條畷市の地域密着型サービスを位置付けようとする場合、他市と同様に区域外指定が必要となります。原則遡及指定を行うことはできませんので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

5 地域資源の活用について(地域支援担当より)

1)通所型サービス C 及び地域資源の利用について

新規の要支援認定者及び事業対象者は、フレイル防止や介護予防のために、難病、認知症や末期がん、その他精神疾患等の3要件を満たしていない場合、原則通所型サービス C(短期集中型)の利用を推奨しています。通所型サービス A の代替として、介護予防リハビリテーションをプランに位置付けるケースが見受けられますが、長期にわたる場合、ケアプラン点検の対象となります。引きこもり防止、活動量低下の防止、地域交流等を目的とする場合、老人クラブや通いの場などの地域資源の活用をご検討ください。

なお、要介護から要支援に状態像が改善された方や、新規認定者以外の要支援・事業対象者であっても、通所型サービス C を利用することは可能(※)です。

※通所型サービスCを以前利用していた利用者につきましては、前回の利用からおおむね一年を経過している必要があります。

通所型サービス C の研修会録画を用意しておりますので、必ずご覧ください。

HP 掲載箇所

守口市ホームページ ID:19068

2)地域資源の活用:社会資源情報サイトについて

1)にて案内したとおり、介護保険サービスではない互助や地域ボランティアによる、体操や趣味などを行う老人クラブ、通いの場などの情報提供が可能なポータルサイト「社会資源情報サイト」のホームページがあります。ぜひご活用ください。

3)地域資源の活用:介護者である家族への情報提供

様々な業務に追われる居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、要介護者本人またはその家族から、日々の生活や介護における細かな悩みを傾聴することがしばしばあることと思われます。それらは然るべき場所に相談することで、地域課題として取り上げられることもあります。ケアマネジャーと家族間のみで抱え込むことのないよう、守口市の各圏域に要介護者の家族会や、定期的な認知症カフェの開催などが行われています。また、徘徊探知機(TPS)購入補助金交付事業・高齢者見守りシール交付事業の活用など、家族に対し、地域資源の情報提供にご協力をお願いいたします。

6 その他事業所共通連絡事項

1)労働者の労働時間管理・健康管理について

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けられています。具体例:タイムカードによる記録、パソコン等電子計算機の使用時間の記録等

また、健康診断は、正社員だけでなく、パート社員などの短時間労働者でも、正社員の 4 分の 3 以上働く人には、一般定期健康診断を受診させる必要があります。深夜勤務者などの労働者については、半年に一回必要です。

2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス「OH!Shien」について

大阪府国民健康保険団体連合会独自システムである「Oh!Shien」(オーシエン)は、事業所向けの情報公開支援サービスです。「Oh!Shien」をご利用いただくことで次のことが可能となりますので、是非ご利用ください。

- ◆インターネット請求を行っている場合、審査結果・件数の確認
- ◆インターネット請求を行っている場合、差替可能期間中は、請求差替
- ◆不要な請求情報の削除申請
- ◆過去に取り扱われた請求額や過誤などの結果確認

「Oh!Shien」の詳しい内容・設定方法については、大阪府国民健康保険団体連合会のホームページをご覧ください。

3)高齢者虐待防止について

HP 上の集団指導資料「高齢者虐待防止について」をご参照ください。
利用者や利用者家族の様子に対し、もしかして、と思った段階で早めのご相談をお願いします。
なお、高齢者虐待の通報先については、守口市の各地域包括支援センターまたは守口市健康福祉部高齢介護課までお願いします。

7 事故報告について

1) 事故発生時の対応について

事故発生時において、事故対応マニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成してください。また、事故発生時の対応について、重要事項で説明を行うこととしております。

2) 守口市に報告すべき事故について

○サービス提供中における事故

死亡、転倒、転落、誤嚥、異食、誤薬・与薬漏れ等、医療処置関連(チューブ抜去等)、原因不明、その他(溺水、交通事故、福祉用具不良、介護ミス、暴力行為、行方不明、過失・法令違反及びその他の理由により利用者がサービスの不利益を被ったもの)

負傷の程度:骨折や出血等により縫合が必要な外傷又はそれ以上の外傷、若しくは入院、医療機関で受診を要したもの(軽度の切り傷、擦過傷、打撲は除く)

○利用者が病気等により死亡した際、死因等に疑義が生じる可能性がある場合

○震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの

○食中毒、感染症及び結核の発生又はそれらが疑われる状況が生じ保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの

○上記以外の守口市が提出を必要としたもの、あるいは利用者・利用者家族間でトラブルが発生している、または発生する可能性があるもの

3) 報告すべき事故以外の事故について

○上記以外の軽微なもの

○ヒヤリハット

につきまして、その内容を記載し、事業所にて保管してください。

4) 事故報告書の提出について

提出期限:事故発生時から速やかに提出

提出方法:メール・持参・郵送(FAX での受付は不可)

事故報告書様式掲載場所

守口市ホームページ ID:3235